議案第70号

琴浦町国民健康保険条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町国民健康保険条例の一部を改正することについて、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議 会の議決を求める。

> 令和 2 年 6 月 9 日 提 出 琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

琴浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

琴浦町国民健康保険条例(平成16年琴浦町条例第127号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則	附則
1~4 略	$1\sim4$ 略
(新型コロナウイルス感染症に感染した	
被保険者等に係る傷病手当金)	
5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33	
号)第28条第1項に規定する給与等をい	
い、賞与(健康保険法第3条第6項に規定	
<u>する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)</u>	
<u>の支払を受けている被保険者が療養のた</u>	
め労務に服することができないとき(新	
型インフルエンザ等対策特別措置法(平	
成24年法律第31号)附則第1条の2に規	
定する新型コロナウイルス感染症に感染	
したとき、又は発熱等の症状があり当該	
感染症の感染が疑われるときに限る。)	
は、その労務に服することができなくな	
った日から起算して3日を経過した日か	
<u>ら労務に服することができない期間のう</u>	
<u>ち労務に就くことを予定していた日につ</u>	
いて、傷病手当金を支給する。	
手当金の支給を始める日の属する月以前	
の直近の継続した3月間の給与等の収入	

の額の合計額を就労日数で除した金額 (その額に、5円未満の端数があるとき は、これを切り捨て、5円以上10円未満 の端数があるときは、これを10円に切り 上げるものとする。)の3分の2に相当す る金額(その額に、50銭未満の端数がある ときは、これを切り捨て、50銭以上1円 未満の端数があるときは、これを1円に 切り上げるものとする。)とする。ただし、 健康保険法第40条第1項に規定する標準 報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額 の30分の1に相当する金額の3分の2に 相当する金額を超えるときは、その金額 とする。

- 7 傷病手当金の支給期間は、その支給を 始めた日から起算して1年6月を超えな いものとする。
 - (新型コロナウイルス感染症に感染した 被保険者等に係る傷病手当金と給与等と の調整)
- 8 新型コロナウイルス感染症に感染した 場合又は発熱等の症状があり当該感染症 の感染が疑われる場合において給与等の 全部又は一部を受けることができる者に 対しては、これを受けることができる期 間は、傷病手当金を支給しない。ただし、 その受けることができる給与等の額が、 附則第6項の規定により算定される額よ り少ないときは、その差額を支給する。
- 9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と

傷病手当金との差額を支給する。ただし、 同項ただし書の規定により傷病手当金の 一部を受けたときは、その額を支給額か ら控除する。

10 前項の規定により町が支給した金額 は、当該被保険者を使用する事業所の事 業主から徴収する。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。